

横須賀市長 蒲谷 亮 一 様

横須賀市情報公開審査会  
委員長 安達 和 志

公文書の非公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成17年3月29日付け横都審第84号で諮問された公文書非公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「(1)第H13確認建築横須賀市00860号に係る建築計画概要書、(2)第H14確更建築横須賀市40045号に係る建築計画概要書、(3)第H14確更建築横須賀市40218号に係る建築計画概要書」について、平成17年3月18日付け横都審第83号により非公開とした決定は妥当ではなく、その全部を公開するべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

(1)第H13確認建築横須賀市00860号に係る建築計画概要書、(2)第H14確更建築横須賀市40045号に係る建築計画概要書、(3)第H14確更建築横須賀市40218号に係る建築計画概要書(別紙、以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が平成17年3月18日付けで行った決定のうち、情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)7条2号ア及び4号イの規定に基づき非公開とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

4 異議申立ての経緯

- (1)平成17年3月7日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、本件文書について公文書公開請求を行った。
- (2)同年3月18日、実施機関は本件について、条例7条2号ア及び4号イに該当する

として非公開決定を行い、その理由を記して、申立人あて通知した。理由は次のとおりであった。

公開請求のあった本件文書に係る第H13確認建築横須賀市00860号、第H14確更建築横須賀市40045号及び第H14確更建築横須賀市40218号により確認済証を交付した建築確認処分（以下「確認処分」という。）は、平成17年2月23日に横浜地方裁判所の判決（以下「本件判決」という。）により、確認処分が取り消されているため、当該公文書は建築基準法93条の2で規定している閲覧目的の建築計画概要書に該当しない。

本件文書は、取り消された確認処分に係るものであり、その法人名等を特定できる情報を公開することにより、本件文書において名称が非公開となった法人（以下「当該法人」という。）の正当な利益を害するおそれがある。

本件文書は、市が争訟の当事者となった事件に直接関係する情報であることから、当該情報を公開することは、市が進める交渉に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害されるおそれがある。

(4) 同年3月22日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき実施機関へ異議申立書を提出した。

## 5 両者の主張

### (1) 申立人の主張

申立人が、平成17年3月22日提出の「異議申立書」、平成17年4月19日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」、平成17年6月17日の当審査会に対する「口頭意見陳述」及び同日に提出した「追加意見書」により主張した内容は、次のように要約することができる。

#### 条例7条2号アの該当性について

本件文書の内容は、既に公開され、周知の事実となっており、これを公開したとしても、当該法人に新たな損害発生等のおそれは生じない。本件文書は、横浜地方裁判所の別の事件の訴訟記録の一部として何人にも公開されており、その判決文は最高裁判所のホームページの下級審主要判決情報に掲載されている。また、本件建築物の敷地には現在もなお販売看板等が立っており、当該法人名等が掲示されているので、当該法人名等は公知の事実である。したがって、法人名を特定できる情報を公開したとしても、法人の正当な利益を害することにはならない。なお、市は、本件判決についての報道発表資料をホームページ

に掲載しており、その中で当該法人名の一部が公表されている。

#### 条例7条4号イの該当性について

実施機関の説明内容は、非公開とすべき具体的な理由がないにもかかわらず、あえて一般的抽象的な不利益が生ずる可能性を理由としており、本件に係る具体的な事情のもとでは、完全に誤った解釈である。なぜならば、本件文書ないしその内容は、既に公開され、周知の事実となっており、これを改めて本公開請求に従って公開したとしても、関連当事者の利害に対する新たな損害発生等の危険は生じるはずがないからである。

#### 本件文書に係る情報の公知性について

本件文書は、横浜地方裁判所の訴訟記録の一部として何人にも公開されており、別の裁判の訴訟記録についても同様に公開されている。本件処分に際して、実施機関は、閲覧又は写しの交付という公開の実施方法を区別して公開非公開決定の判断をするべきではない。行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）や他の自治体の情報公開条例も、閲覧はできても写しの交付はできないという運用はないと把握している。

裁判所における写しの交付の制限は制度上の問題であり、実施機関が写しの交付を行うことにより市に損害が生じるということにはならない。裁判所で写しの交付を行わないということは、当該関係者に対してのみ写しの交付のサービスを行っているという制度上の違いにすぎない。

また、本件文書に係るマンション建築計画は、新聞等のマスコミでも報道されており、民間会社が販売している地図上においても当該建築物の予定地であることが記載されている。よって、本件文書の内容は公知の事実である。

#### 裁判所の取消判決による確認処分の失効について

本件文書に係る確認処分は、本件判決により失効したが、同判決の効力は控訴期間満了後の平成17年3月11日までは発生しない。つまり、本件文書に係る確認処分の失効時点は、判決日の確定日である平成17年3月11日である。本件文書の公開請求日は平成17年3月7日であるが、仮に、郵送によらず、直接、実施機関の窓口にて請求を行っていれば、本件文書の閲覧は建築基準法等施行取扱規則により、写しの交付は情報公開条例施行規則7条の公開請求の特例により即時に公開されていたはずである。このように、本件文書は、問題なく公開されていたはずのものであるにもかかわらず、実施機関の諾否決定の遅延により、その間

に発生した確認処分の失効という事情を根拠とした非公開の理由は薄弱であり、また、信義に反するものとする。

## (2) 実施機関の説明要旨

実施機関が、平成17年4月8日提出の「諾否決定理由説明書」、平成17年5月17日の当審査会に対する「口頭説明」、平成17年7月1日提出の「異議申立人の追加意見書に対する説明書」において主張した内容は、次のように要約することができる。

### 条例7条2号アの該当性について

本件文書に係る建築物は確認処分後に建築工事が行われていたが、確認処分が取り消された後は、その建築物は無確認建築物となった。建築基準法令により建築確認申請を取り下げたもの、建築確認申請から適合処分までに至らないものまたは無確認など手続き違反の建築計画概要書は建築基準法令により閲覧に供されることはない。

本件文書には、建築確認処分が本件判決により取り消された旨が記載されているため、それまで公開していた建築計画概要書とは異なるものであるという考え方で、無確認建築物の情報は公開すべきではないと判断した。

本件文書は、取り消された確認処分に係るものであり、無確認建築物の情報が記録されている。その取消しがされたという事実及び実際に無確認建築物が現場に残存していることで、当該法人にとっては、無確認建築物を建築しようとしていた事実のみが周知されてしまうため、不利益な情報になると考えている。よって、条例7条2号アに該当するものとして非公開とした。

なお、市の報道発表において、当該法人の名称を正式名では公表していない。

### 条例7条4号イの該当性について

本件文書は、市が争訟の当事者となった事件に直接関係する情報である。

この事件について司法判断が確定した現在において、市は建築主と建築を断念するのか、現行法における適合建築物にして建築を継続していくか否か等を含めた善後の交渉を進めることとなるが、当該情報を公開することは、市が進める交渉に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害されるおそれがあることから、条例7条4号イに該当する。

### 本件文書に係る情報の公知性について

本件文書は、争訟の証拠として提出されており、この証拠の閲覧について民事

訴訟法 91 条 1 項により、何人も裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧を請求することができるが、同条 3 項により当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り裁判所書記官に対し訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる」とされている。したがって、本件文書は訴訟記録として閲覧ができる記録に含まれているものであるが、写しの交付は何人にも認められるものではない。

裁判所の取消判決による確認処分の失効について

本件判決により、確認処分の取消し効果が発生しており、控訴期間満了後の平成 17 年 3 月 11 日をもって、処分時に遡及し当該確認処分が失効したと考える。

なお、確認処分は、本件判決により取り消されており、その効果は第三者に対して及ぶため、改めて確認処分の取消決定は行っていない。

## 6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった本件文書について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件文書について

本件文書は、建築主から申請された建築確認申請書及び 2 回にわたり申請された計画変更確認申請書に添付されていた建築計画概要書であり、本件文書に係る確認処分が本件判決により、取り消された旨が追記されているものである。

### (2) 条例 7 条 2 号アの該当性について

条例 7 条 2 号アは、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のある情報については、非公開とする旨規定している。この規定は、法人等の自由な事業活動を尊重し、その競争上の地位その他正当な利益を保護するために、当該法人等に不利益を与えることが明らかに認められる情報については、人の生命、健康、財産等を保護するために必要な情報であって、法人等の利益に優越する法益が認められる場合を除き、非公開としている。公開によって当該法人等の正当な利益を侵害したときは、事後の救済には限界があるので、「正当な利益を害するおそれのあるもの」の該当性については慎重に判断しなければならない。

実施機関は、本件文書は取り消された確認処分に係るものであり、当該法人の名称を特定できる情報を公開することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため条例 7 条 2 号アに該当すると主張しているため、その妥当性につい

て検討する。

建築計画概要書は、建築基準法施行規則1条の3により建築確認の申請書に添付が義務付けられ、その様式も定められているものである。また、建築基準法93条の2により、特定行政庁は確認その他の建築基準法令の規定による処分のうち、当該処分に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であって国土交通省令で定めるものについては、閲覧の請求があった場合は、閲覧させなければならないとされ、建築基準法施行規則11条の7において建築計画概要書は閲覧させなければならない書類とされている。しかし、実施機関は、本件文書に係る確認処分が取り消されたため、本件文書は建築基準法令による閲覧に供される文書には該当せず、無確認建築物の情報は公開すべきではないとの判断をしている。

そこで、本件文書に記録されている無確認建築物の情報及び建築主等の法人名を特定できる情報を公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれが生じるかどうかの問題となる。

本件文書は、建築基準法に適合した建築物の建築計画概要書として、建築基準法令に基づき閲覧に供されていたものである。また、本件判決により処分が取り消された旨を実施機関（建築主事）が建築計画概要書に追記した情報は、本件判決により公知となっている情報といえる。また、後記の「(4)本件文書に係る情報の公知性について」に記載のとおり、当該法人名については公知性があるものといえる。

したがって、本件文書にある当該法人名を特定できる情報及び当該建築物の概要を公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれが生じるとは認められないため、条例7条2号アの適用は妥当ではない。

なお、本件に係る建築計画概要書が建築基準法令に基づいていつまで閲覧に供されるべきものであったかは同法における取扱いの問題であり、本件文書の公開非公開の判断に直接かかわるものではないと考える。

### (3) 条例7条4号イの該当性について

条例7条4号は、「本市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれのあるもの」としており、同号イは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれのあるもの」に該当する情報につ

いては、非公開とする旨規定している。この規定は、事務事業の公正かつ円滑な遂行を確保するため、公開することによって、不当に支障を及ぼすおそれのある情報について非公開とするものである。

実施機関は、本文書は市が争訟の当事者となった事件に直接関係する情報であるため、当該情報を公開することは、市と当該法人との善後の交渉を進めるに際し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害されるおそれがあることから、条例7条4号イに該当すると主張しているため、その妥当性について検討する。

実施機関は、市が進める交渉に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害されるおそれがあるとしているが、公開することによって具体的にどのような不利益を市が受けることになるのかについては、明確に主張していない。条例7条4号イの適用には、その事務の遂行等に及ぼす支障が具体的に示されるべきであり、その可能性についても現実的なものが要求されると考える。

よって、本文書が公開されたとしても、市がその地位を不当に害されるおそれがあるという主張には具体性がなく、条例7条4号イの適用は妥当ではない。

#### (4) 本文書に係る情報の公知性について

本文書に係る情報の公知性について検討する。

憲法において裁判は原則公開と規定されており、その審理情報は何人も傍聴さえすれば知りうる情報である。また、行政事件訴訟法7条により準用される民事訴訟法91条1項の規定において、訴訟記録については何人も閲覧請求が可能とされているが、一定の場合には制限されている(同法91条2項、92条1項、同条2項)。本文書は、横浜地方裁判所において閲覧に供されていると認められるが、写しの交付については利害関係人以外には認められていないものである。

一般に、他の法令等で一定の場合に公開について定めがある文書について公文書公開請求を受けた場合は、他の法令等による公開方法と公文書公開請求による公開の実施方法との調整を図る際、その法令等の趣旨を考慮する必要がある。したがって、他の法令等により閲覧に供されているとしても、それによって公文書公開による閲覧と写しの交付が当然に認められるわけではない。しかし、建築計画概要書が閲覧に供されることを当該法人は前提として申請しており、実際に本文書は過去に閲覧に供され、また、条例により写しの交付も行われていたこと、本文書に係るマンション建設現場にある立て看板に当該法人名が記載されてお

り現在も撤去されていないこと、及び当該法人名の一部を既に市は報道発表で公表していることを総合して判断すると、本件文書に記載してある情報は全体として公知性が認められる情報といえる。

したがって、情報の公知性という観点からも、本件文書が公開されたとしても特に支障はないものと考えられる。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横 須 賀 市 情 報 公 開 審 査 会

委 員 長      安 達 和 志

委   員      原 田 一 明

委   員      遠 藤 正 敏

委   員      木 村 キ 又 子

委   員      千 賀 重 義



審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成17年3月22日	・異議申立ての提起
平成17年3月29日	・市長からの諮問（都市部建築審査課）
平成17年4月8日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成17年4月19日	・異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成17年4月22日	・審議
平成17年5月17日	・実施機関からの口頭説明聴取
平成17年6月17日	・異議申立人からの口頭意見陳述及び「追加意見書」の受理
平成17年7月1日	・実施機関から「異議申立人の追加意見書に対する説明書」の受理
平成17年7月12日	・審議
平成17年8月23日	・審議

## 本件文書一覧

## (1) 第H13 確認建築横須賀市 00860 号に係る建築計画概要書

- ・ 図書の種類 建築計画概要書(第1面から第3面)
- ・ 主な記載事項
  - 第一面 建築主等の概要(建築主、代理者、設計者及び工事監理者の住所氏名等) 確認済証を交付した日付及び確認済証の番号がわかる記録
  - (第二面別紙) 建築主等の概要(代表となる建築主以外の建築主の住所氏名)
  - 第二面 建築物及びその敷地に関する事項(地名地番・道路・敷地面積・主要用途・工事種別・建築面積・延べ面積等)
  - 第三面 付近見取図、配置図

## (2) 第H14 確更建築横須賀市 40045 号に係る建築計画概要書

- ・ 図書の種類 建築計画概要書(第1面から第3面)
- ・ 主な記載事項
  - 第一面 建築主等の概要(建築主、代理者、設計者、工事監理者及び工事施工者の住所氏名等) 確認済証を交付した日付及び確認済証の番号がわかる記録
  - 第二面 建築物及びその敷地に関する事項(地名地番・道路・敷地面積・主要用途・工事種別・建築面積・延べ面積・建築物の高さ等)
  - 第三面 付近見取図、配置図

## (3) 第H14 確更建築横須賀市 40218 号に係る建築計画概要書

- ・ 図書の種類 建築計画概要書(第1面から第3面)
- ・ 主な記載事項
  - 第一面 建築主等の概要(建築主、代理者、設計者、工事監理者及び工事施工者の住所氏名等) 確認済証を交付した日付及び確認済証の番号がわかる記録
  - 第二面 建築物及びその敷地に関する事項(地名地番・道路・敷地面積・主要用途・工事種別・建築面積・延べ面積・建築物の高さ等)
  - 第三面 付近見取図、配置図

なお、各建築計画概要書には、判決により確認処分が取り消された旨が追記されている。